

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人財団 寿康会

男女とも全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

2. 内容

<目標>

①計画期間内に、育児休業の取得状況を下記の通り実施する。

対策：女性職員の取得率を100%とすること、男性職員の育児休業を1人以上取得すること。

<対策>

①育児・介護休業法改正が2022年4月から3段階での施行に伴い、男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化に対応する。

②産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

③育児短時間制度の周知と相談対応

対策：職員が育児休業中に職場復帰しやすいように、多様な労働条件の整備やヒアリングの実施（産前のオリエンテーション時、育児休業終了前後の復帰時等）をする。

育児短時間制度は3歳未満までから小学校就学の始期に達するまでに期間を延長している。

④職員全員の所定外労働時間の削除のための措置を実施する。

対策：院内会議、委員会等を可能な限り所定労働時間内に開催すること。

「ノー残業デー」の実施及び「時間外労働時間目標設定」を行っていく。

⑤年間休日増加および年次有給休暇の取得促進

対策：年間休日を昨年より110日から123日に拡大。有給休暇を取得しやすい職場環境の構築および時間単位の有給休暇の取得を可能とした。

2022年3月15日策定